

府労組連、府独自カットの中止を強く要求 7.8%賃金カットは「実施しない」と回答 育児時間の弾力的運用拡大

夏期一時金 条例にもとづき6月28日に支給
夏期一時金の支給額 単位:月

	期末	勤勉	計
一般職員	1.225	0.675	1.900
新規採用者 (4月1日)	30/100 (0.3075)	30/100 (0.2625)	0.57
再任用職員	0.650	0.325	0.975

○教職員は勤勉手当のうち0.03月分は評価制度の給与反映の原資として拠出される

○府職員は昨年度、相対評価の「試行」を行ったため、今年度は0.03月の拠出はしない

7・8%の賃金カット
「実施しない」

憲法違反の国家公務員7・8%カット押しつけの問題について、府労組連の厳しい追及によって、総務部長は最終回答で、「国からの要請に係る新たな取り組みは実施しない」と回答しました。

また、府独自の賃金カットの継続については、「職員みなさんにご負担をおかけしており大変心苦しく思っている」と述べました。

6月3日、府労組連は、松井知事に対し、夏季要求書を提出し、折衝・交渉を重ねてきました。6月19日、総務部長は府労組連に対し、夏季要求にかかる最終回答を行いました。

育児時間の弾力的運用拡大

仕事と家庭の両立の問題では、一定の要件に限定した「育児時間の弾力的運用」を示しましたが、府労組連の強く要求している保育特休の復元・拡充などの子育て中の職員支援には、程遠い回答になっています。(表)

課題・問題点が明らかに

1997年以降の賃金抑制やカット額は3000億円にのぼり、この6年間の賃金(月例給・一時金)のカット額は、2100億円になっています。しかし、府は財政調整基金を上積みしており、今年度末には1000億円を超える試算されています。まさに「職員の賃金をカットし貯金をする」という状態であり、ただちにカットを中止すべきです。

表2

◆配偶者の育児時間と併用する場合の従来の例(同一時間帯に付与することができない)

・夫婦で合せて1日2回(30分と1時間)の範囲内

妻	育児時間 60分	勤務
夫	勤務	育児時間 30分

◆今日の運用弾力化の例(一定の要件を満たす場合、夫婦による同一時間帯での取得が可能)

・生後1歳6か月に達しない複数の子どもを育てる職員が、別々に子どもを同時に世話をしなければならない場合など、一定の要件を満たす場合に限る。

・夫婦で合せて1日2回(30分と1時間)の範囲内(現行と同じ)

妻	育児時間 60分	勤務
夫	育児時間 30分	勤務

賃金・労働条件・権利を守る

泉北教組は、とりくみに力をあげるとともに、賃金カットの中止をはじめとする切実な要求実現のため、すべての教職員のみなさんに、組合への加入を心より訴えます。労働組合に加入し、賃金・労働条件・権利を守りましょう!



泉北夏季教研

メイン講座

普通学級でできる支援教育

講師：井川 百代さん

(大阪発達支援センター ぽぽろ)

実技講座

絵本の読み聞かせ

講師：中野 和美先生

(青葉はつが野小学校)



日時：7月27日(土) 13:30～

場所：和泉図書館集会室

(和泉府中駅前 フチュール和泉3F)

どなたも参加できます。

夏こそ充電! みんなでしっかり学びましょう!